

# 悪質商法に

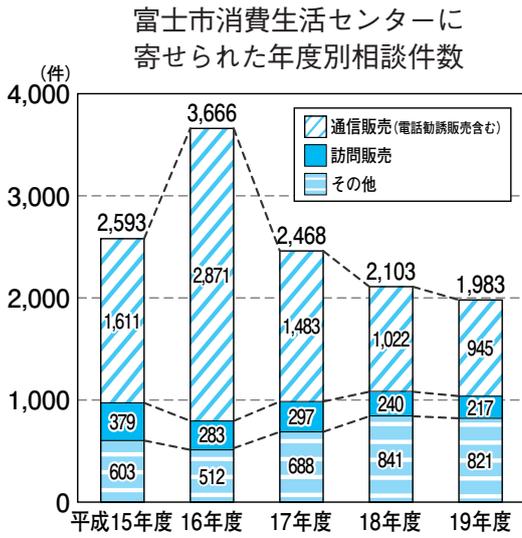
# だまされれるな！



まずは相談！早目の相談が解決のかぎ

◆だれもが消費生活のトラブルに遭う可能性があります！◆

平成19年度に富士市消費生活センターに寄せられた新規の相談件数は、1983件で、平成18年度に比べて120件、5.7%減少しました（左記グラフ参照）。これは、不審なはぎやメール、インターネットによる身に覚えのない支払い請求に関する「不当請求」の相談が減少したためです。



しかし、「不当請求」以外の訪問販売などの相談は、平成18年度に比べ、あまり減少していません。性別や年代による相談件数の差はなく、相談内容も多岐にわたっており、だれもが消費生活に関するトラブルに遭う可能性があります。

## 事例1 高齢者をねらう投資商法

海外商品先物取引業者に、訪問販売で「預けたお金の1%が毎月振り込まれ、半年後には元金も返金する」と勧められ、定期預金を解約し600万円を振り込んでしまった。

ひとり暮らしの高齢者が、高配当をつたう投資商法の被害に遭うケースがふえています。事例の海外商品先物取引は、大きな損失が生じる恐れがある極めて危険な取引です。

「損失を受ける可能性について十分な説明がされなかった」、「業者の勧誘が強引で怖くて断れなかった」などの相談も寄せられています。

悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことをいいます。悪質商法の被害から身を守るために、悪質商法についての情報と、契約に関する正しい知識を持ちましょう。

また「世の中にうまい話はない」という認識を持ち、きっぱりと断る勇気も必要です。

◆契約のトラブルに巻き込まれたら  
お気軽に、

「富士市消費生活センター」へ  
ご相談ください。

※富士市消費生活センターは、市役所2階から3階北側市民安全課内に移動しました。



市役所3階 市民安全課内

事例2

出会い系サイトによるトラブル

会員制コミュニティサイトで、芸能人Aのマネージャーを名乗る人から、「Aがメールを交換したがっている」という連絡が届いた。

Aとメールするには、別の出会い系サイトに登録する必要があると指示され登録した。メールの交換には有料のポイントがかかり、大量のポイントを購入したが、結局そのマネジャーはにせものだとわかった。

このような出会い系サイトに関する相談がふえています。出会い系サイトの多くは、メールの送受信のために有料のポイントが必要なシステムをとっており、頻繁にメールのやりとりをすると、料金が高額になります。

また、支払いに安易にクレジットカードを利用すると、請求書が届くまで高額な利用料金に気がつかない場合もあります。中間にクレジットカード決済代行会社がかかり、取引が複雑化している事例もあります。

事例3

催眠(SOF)商法

自宅に業者がやってきて、「この近くに商店を開く予定です。商品の紹介も兼ねて景品を無料配付するので、近所の〇〇さんの家に来てください」と誘われた。

最初は楽しく無料で日用品をもらっていたが、次第に「もらわなければ損」と興奮してきて、最後に高額な電気治療器を購入してしまった。

「近所の家」や「無料」という誘いには簡単に信じないことが肝心です。また業者に敷地や部屋を貸すことは、ご近所とのトラブルの原因にもなります

ので注意が必要です。

もし契約してしまっても、契約書面交付日から8日間以内であればクーリング・オフ(契約の解除)が可能です。

しかし、空き店舗を利用し、数か月単位で健康関連商品を販売する業者に対しては、原則としてクーリング・オフが適用されないのを気をつけましょう(業者が独自に、解約の制度を設けている場合もあります)。

冷静になってよく考え(クーリング)、

契約を解除する(オフ)・・・それが、

「クーリング・オフ」制度

「クーリング・オフ」制度は、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などで契約したときに、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ適用一覧(一例)

販売方法	適用期間	適用対象
訪問販売 電話勧誘販売		指定商品、指定権利 指定サービス
特定継続的 役務提供	契約書面交付日 から8日間	語学教室、家庭教師、 パソコン教室、学習塾、 エステティック、 結婚相手紹介サービス (店舗での契約を含む)
連鎖販売取引 (マルチ商法)	契約書面交付日 か商品受取日の いずれか遅いほう から20日間	すべての商品・権利・ サービス
業務提供誘引 販売取引 (内職・モニター商法)	契約書面交付日 から20日間	

クーリング・オフは必ず書面で行います。書き方など詳しくは、下記の消費生活センターにお問い合わせください。

私たちは消費者の味方です！

消費生活センターでは、悪質商法などの消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。近年の悪質商法は、かなり巧妙で内容も複雑です。悪質商法の商品は高額のため、クレジット契約を行っている場合があります。業者は「分割で払えば月々わずかです」と誘いをかけてきますが、総額で考えると、非常に高額になってしまいます。「クレジット契約は借金」という認識を持って、きっぱり断りましょう。また、最近は生活費や遊興費にかかる、多重債務の相談も数多く寄せられています。

契約をする際は、必ず「疑う目」を持ってください。納得できない契約は、その場で契約せずに、家族に相談してください。

契約後、不審な点があり「契約を解約したい」と思ったら、あきらめないで私たちに相談してください。問題点や疑問点をそのままにしておくと、再び悪質商法の被害に遭う可能性があります。



生活消費生活  
センター相談員  
田中 圭子

相談受付日

月～金曜日 9時～12時、13時～16時

相談場所

富士市消費生活センター  
(市役所3階北側)

相談方法

電話または直接、消費生活センターへ  
☎(55)2756 ☎(53)2860